

## 林委員提出資料

(出典 : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/80/gyokyou.html>)

## 【別紙 4】(抜粋版)

平成 30 年 2 月 15 日  
広島県農林水産局団体検査課

## 広島県の沿海漁業協同組合の概況及び資格審査状況について

## 1 広島県の沿海漁業協同組合の概況

平成 28 年 3 月 31 日現在において、県内の沿海漁業協同組合数は 58 組合あり全国で 3 番目に数が多く、1 組合平均の正組合員数は 55 人である。漁業者の高齢化及び漁業環境の悪化（漁獲量の減少、漁価の低迷、海水温の上昇等）により、組合員数は減少し続けている。

漁業協同組合は、小規模漁業者が集まることでスケールメリットを活かし、組合員の漁業活動を支えるための事業を展開するという経済事業体としての側面を持つが、県内では、組織を支えている組合員数が減少する一方で組織再編は進んでいない。また、漁業協同組合は正組合員数が 20 人未満となった時点で法定解散となるが、組織基盤が小規模な組合が増加しており、40 人未満の組合は 28 組合、そのうち 30 人未満の組合は 20 組合もある。

事業及び経営状況については、販売事業、購買事業等の経済事業を行っているが、事業収益が赤字の組合は 48 組合あり、その赤字は漁業補償金、海面占用料及び協力金を含めた事業外収益により補填している状況にある。

基準	組合数	正組合員数	正 40 人未満の組合数 (うち 30 人未満)
H18.3.31	62 組合	4,719 人	14 組合 (8 組合)
H28.3.31	58 組合	3,211 人	28 組合 (20 組合)

## 2 組合員資格及び資格審査について

漁業協同組合の構成員には、地区内に住所を有し漁業を営み又はこれに従事する日数が定款に定める日数（90 日～120 日）以上の正組合員と、その他の准組合員とがあり、この組合員資格の有無については、資格審査委員会及び理事会を通じて行われる資格審査において決定されている。

正組合員には、水産業協同組合法の規定により総会での議決権、役員に係る選挙権及び立候補権の権限が与えられている。また、この組合員資格の区分は、多くの組合において漁業権の管理及び行使、それに付随する漁業補償金の配分及び警戒船の配船並びに漁業許可枠の調整に便宜的に活用されることが多く、その際には正組合員を優先するケースが多い。このように、漁業協同組合の正組合員には多くの法令による権利及び慣習による既得権が集中している。

## 3 資格審査の方法及び審査状況について

組合員資格の有無を判定する基準となる操業日数については、定款及び定款附属書組合員資格審査規程において、仕切書等から客観的に把握できる水揚日数を基に算定するよう規定されているが、平成 20 年度末までに当該規程が導入されて以降、検査指摘及び指導を受けても仕切書等による審査を行っていない組合が多くある。

高齢化及び漁業環境の悪化により資格審査を行う立場にある審査委員及び役員の漁業活動が相対的に低調となった場合に、併せて権利保持の意識が働くことで自主的な資格審査の適正化が遅れる組合があり、法定解散の疑義がある組合もある。

これらの組合については、組合内外から資格審査の適切性又は公平性に対する疑

義の意見が寄せられており、不公平な審査結果に対しては紛争も起こっている。適正化の遅れから組合自治が適正に機能せず、漁業活動の活発な組合員の経済的利益を害している恐れもある。さらに、これらの組合は前例とされ、近隣組合の資格審査の適正化の遅れを招いている。

#### 4 これまでに検査及び指導を通じ確認した事例等

##### (1) 確認している事例等

- ・資格審査委員会を開催していない。
- ・未だに資格資料に基づいた審査を行っていない。
- ・徴収している審査資料が組合員による自己申告資料のみであり、未だに仕切書等を徴収していない。
- ・出漁はしているが自家消費である旨を自己申告している者に対し、正組合員資格があると判定している。
- ・販売形態が近隣住民との相対取引（「浜売り」と呼ばれている。）であることを理由に、仕切書等を一切保管しておらず税務申告も行っていない組合員がおり、資格審査時の資料の徴求に難行している。
- ・資格審査を行う側の立場である審査委員及び役員自身が仕切書等の保管を行っていない、又は税務申告も行っていない。
- ・仕切書等の徴収状況及び判定結果の程度が審査対象者によって明らかに異なる、又は地区審査委員会ごとに明らかに異なる。
- ・数年間連続で仕切書等により把握される日数が正組合員資格要件を十分に満たしている者であって、正組合員への資格昇格を本人が希望しているにもかかわらず、正当な理由なく准組合員である旨の判定をし続けている。
- ・仕切書等による資格審査の実施に向けた改善計画の提出を組合に求めたが、提出されない組合がある。
- ・提出された審査資料のほとんどが、特定の漁獲物を1日に一匹ずつ水揚げされた真偽が疑わしい内容の仕切書である組合員がおり、正組合員資格要件の漁業を営む日数を満たしたと判定されている。
- ・法定解散を回避するために、漁業従事者の組合加入を促進し正組合員数を確保しているが、在籍する漁業経営体数は実質減少している組合がある。
- ・不公平な審査結果に対し、組合内で紛争が起きた。